

AC教員審査について

認可により設置した全ての大学及び学部等において、原則（※）として認可後から完成年度までの間に、やむを得ず基幹教員（令和4年度改正前の大学設置基準を適用している場合及び大学院の場合は「専任教員」）を変更等する場合（以下の①～⑤に該当する場合）は、必ず「基幹教員（専任教員）採用等設置計画変更書（AC教員審査）」を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査を受ける必要があります（原則として、AC教員審査を経ずに授業等を担当することはできません）。

なお、以下の①～④に該当する場合は、当該基幹教員（専任教員）が授業を開始する前（又は認可時に大学設置・学校法人審議会から指示された時期まで）に、⑤に該当する場合は、大学等において職位昇格の発令を行う前にAC教員審査を受審する必要がありますので、御留意ください。

また、大学で職位の発令を既に行っている基幹教員（専任教員）についてAC教員審査を受審する場合、大学で判断した職位と異なる職位の審査結果となる場合がありますので、適切にAC教員審査を受審するようしてください。

- ① 基幹教員（専任教員）を新たに採用する場合（みなし基幹（専任）教員の採用や、みなし基幹（専任）教員だった者を基幹（専任）教員として採用する場合を含む）
- ② 基幹教員（専任教員）の担当授業科目を追加する場合
- ③ 基幹教員（専任教員）の担当授業科目の内容を変更する場合（オムニバス科目で、担当部分を変更又は追加する場合を含む）
- ④ 基幹教員（専任教員）の担当授業科目の科目名称を変更する場合（科目の内容が変わらない場合を含む）
- ⑤ 基幹教員（専任教員）を昇格させる場合

※ 完成年度を超えたもののうち、前年度のACでAC教員審査の受審を求めた指摘事項が付された場合は、引き続きAC教員審査を受審する必要があります。

AC教員審査の実施日程は以下のとおりですので、担当予定授業科目の開設に間に合うよう計画的に審査を受けてください。

	書類提出締切	受領確認連絡期間	審査期間	結果伝達時期
第1回	3月6日（金） 午後5時	3月16日（月）～3月18日（水）	4月～5月	5月下旬
第2回	5月29日（金） 午後5時	6月8日（月）～6月10日（水）	6月～7月	7月下旬
第3回	8月3日（月） 午後5時	8月17日（月）～8月19日（水）	8月～9月	10月上旬
第4回	11月20日（金） 午後5時	12月1日（火）～12月3日（木）	12月～1月	2月上旬

上記受領確認連絡期間内に連絡がない場合は、上記連絡期間の後、至急、大学設置室まで御連絡ください（上記連絡期間中に「連絡はいつされるか」といったお問合せを行うのはお控えください）。

なお、「【様式】審査対象教員一覧（AC 教員審査）」を変更していますので、必ず現在ホームページにて公開している最新の様式を使用してください。